

道路運送法施行規則（以下「規則」という。）第51条の16第1項第2号及び第3項第2号
「国土交通大臣が認定する講習（注1）」の要否（規則附則第9条第3項および第5項）

新規登録の場合

二種免許所持者	福祉車両	不要
	セダン車両	運転者または同乗者にセダン講習必要（注2） （ <u>ただし平成19年9月30日までは不要</u> ）（注3）
一種免許所持者	福祉車両	必要
	セダン車両	（ <u>ただし平成19年9月30日までは不要</u> ）（注3） 運転者または同乗者にセダン講習必要（注2） （ <u>ただし平成19年9月30日までは不要</u> ）（注3）

みなし登録（注5）の場合

二種免許所持者	福祉車両	不要
	セダン車両	運転者または同乗者にセダン講習必要（注2） （ <u>ただし許可期限までは不要</u> （注4））
一種免許所持者	福祉車両	必要
	セダン車両	（ <u>ただし許可期限までは不要</u> （注4）） 運転者または同乗者にセダン講習必要（注2） （ <u>ただし許可期限までは不要</u> （注4））

(注1) 一般に「運転協力者講習」、セダン車両については「セダン講習」とよばれています。近畿には大阪府で3団体、兵庫県で2団体が行っています。

なお、社団法人全国乗用自動車連合会等が実施する「ケア輸送サービス従事者研修」は、同項第2号「前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること」に入りますので、これも加えることができます。

(注2) 社会福祉士・介護福祉士・ヘルパー資格を有する運転者または同乗者がいる場合は不要(規則第51条の16第3項第1号。なおヘルパー資格については、平成19年5月8日国自旅第31号通達で加えられました(第3号「前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること」に入ります))。

(注3) 資格として不要だけでなく、申請の際の資格を証す書類(変更登録も同様)としても不要です。

(注4) 平成19年9月30日までに許可期限が来る場合は更新登録をして、平成19年9月30日までが資格不要となります。また、許可期限までに変更登録した場合、平成19年9月30日までの変更登録については平成19年10月1日から、平成19年10月1日以降許可期限までの変更登録については変更登録の日から資格が必要となります。

なお、平成19年9月30日までは、更新登録・変更登録とも、申請の際の資格を証す書類が不要です。

(注5) みなし登録とは、旧道路運送法第80条第1項ただし書きによる許可を受け、新道路運送法第79条の登録を受けたとみなされるものです。

誤りやすい点

- ・ みなし登録の場合の猶予期間が、一律平成19年9月30日で終了する。
原則として許可期限まで認められます。
- ・ 登録に必要な添付書類として、現在でも「国土交通大臣が認定する講習」等の修了証が必要である。
平成19年9月30日までは要求されていません。
(ただし、地域の運営協議会の判断により、添付を求めている場合があります)
- ・ 現在、「国土交通大臣が認定する講習」を受講していないものは運転できない。
平成19年9月30日までは運転できます。
- ・ セダン講習を受講していない者でセダン型車両を運転できるのは、社会福祉士と介護福祉士だけである。
ヘルパー有資格者も加えられました(級を問わない)。
なお平成19年9月30日までは、これらの資格がなくても運転できます。